

# 深セン経済特区企業技術秘密保護条例

1996年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 深セン経済特区企業技術秘密保護条例

(1995年11月3日深セン市第2期人民代表大会常務委員会第4回会議採択)

### 第1章 総則

第1条 技術秘密を合法的に保有する企業の権益を保護し、企業の科学技術の投入の積極性を保護し、社会主義市場経済秩序を維持し、深セン経済特区（以下、「特区」という）の企業の技術進歩を促進するために、国の関連する法律及び行政法規に基づき、特区の実際状況に照らして、本条例を制定する。

第2条 特区内の企業が合法的に保有する技術秘密の保護については、本条例を適用する。

特区内の企業とは特区内において登録登記される法人企業及び非法人企業を指す。

第3条 本条例にいう技術秘密とは、衆知のものでなく、企業に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有しかつ企業が秘密保持の措置を講じる非特許技術及び技術情報を指す。

第4条 本条例にいう秘密保持の措置とは以下を指す。

(1) 技術秘密を合法的に保有する企業が、業務上当該秘密を知る必要のある従業員又は業務関係者とすでに秘密保持協議書を締結しており、又は書面による秘密保持要求を提出しかつ関連する従業員及び業務関係者に明確に知らせていること。

(2) 技術秘密を合法的に保有する企業が、当該秘密の保管、使用、移転の各過程に対してすでに有効な制限管理措置を講じていること。

第5条 本条例にいう技術及び技術情報には、物理的、科学的、生物的又はその他の形式の媒体によって表される設計、工程、データ、調合方法、秘訣等の形式が含まれる。

第6条 単独で同一の技術秘密を開発した場合、開発時期の前後を問わず、各単独開発者はいずれも当該技術秘密を自由に使用、譲渡又は開示することができる。

技術秘密を使用し、譲渡し又は開示する場合、単独開発者は単独で開発したことについての関連証明資料を作成しなければならない。

第7条 中国の法律、法規に違反し、国の利益、社会の公共利益に損害を与え、公共道徳に反する技術秘密は、総じて本条例による保護を受けない。

企業が有効な秘密保持の措置を講じていないことにより、関連技術及び技術情報が漏洩した場合、本条例による保護を受けない。

第8条 深セン市科学技術行政管理部門は企業の技術秘密の保護における主管部門（以下、「市科学技術主管部門」という）である。市科学技術主管部門は本条例の実施と取りまとめを担当し、企業の技術秘密の保護業務を指導し本条例に違反する行為について監督、取り締りを行い、司法機関に協力して企業の技術秘密侵害事件における技術問題について鑑定を行う。

## 第2章 企業技術秘密の保護

第9条 企業が従業員に企業の技術秘密を保護するよう要求する場合、書面による秘密保持協議を締結しなければならない。書面による協議を有しない、又は書面による協議が明確でない場合、従業員の秘密保持義務は当該従業員が企業を離れる日までとする。

協議書を締結した従業員が企業を離れた後も依然として秘密保持義務を負う場合、企業は当該従業員に秘密保持費を支払わなければならない。秘密保持費の金額は企業と従業員が協議により確定する。

第10条 秘密保持協議は書面により締結されなければならない、以下の主な条項が含まれなければならない。

- (1) 秘密保持の内容及び範囲。
- (2) 秘密保持協議双方の権利及び義務。
- (3) 秘密保持協議の期間。
- (4) 秘密保持費の金額及び支払い方法。
- (5) 違約責任。

第11条 秘密保持協議の有効期間内において、従業員は以下の義務を履行しなければならない。

(1) 所属する企業の秘密保持制度を厳格に遵守し、企業の技術秘密の漏洩を防止すること。

(2) 他人に企業の技術秘密を漏洩してはならないこと。

(3) 技術秘密を合法的に保有する企業の書面による同意を得ずして、当該技術秘密を使用して生産及び経営活動を行ってはならず、技術秘密を利用して新たな研究及び開発を行ってはならないこと。

第12条 以下の状況のいずれかの状況がある場合、秘密保持協議は自動的に終了する。

(1) 当該技術秘密がすでに公開されている場合。

(2) 企業が秘密保持協議に従って秘密保持費を支払わない場合。

第13条 企業は業務取引により技術秘密を知る必要のある業務関係者又は企業の技術秘密の合法的な譲受人と秘密保持協議を締結することができる。

秘密保持義務を負う業務関係者又は合法的な譲受人は、秘密保持協議の有効期間内において、本条例の第21条、第22条の規定に従い、有効な秘密保持の措置を講じ、当該技術秘密の漏洩を防止しなければならない。技術秘密を合法的に保有する者の書面による同意を得ずして、企業の技術秘密を公開、漏洩又は開示してはならない。

秘密保持義務を負う業務関係者は、当該技術秘密を利用して生産及び経営活動を行ってはならず、新たな研究及び開発を行ってもならない。

第14条 企業は企業の技術秘密を知る又は知り得る従業員と競争制限協議を締結することができる。

競争制限協議とは、企業から離れてから一定の期間内において、同種かつ競合関係を

有する製品を生産する他の企業に就業してはならず、企業が当該従業員に対して一定額の補償料を支払うことを企業が従業員と約定することを指す。

第 15 条 競業制限協議は書面により、単独で締結しなければならない。以下の主な条項が含まなければならない。

- (1) 同種かつ競合関係を有する製品を生産する企業の具体的な範囲。
- (2) 競業制限の期間。
- (3) 補償料の金額及び支払い方法。
- (4) 違約責任。

第 16 条 競業制限の期間は 3 年を超えてはならない。

競業制限協議において期間について約定していない場合、競業制限の期間は 3 年とする。

第 17 条 競業制限協議において約定する補償料は、年単位で計算した場合に当該従業員が企業から離れる前の最後の一年度において当該企業から獲得した報酬総額の 3 分の 2 を下回ってはならない。

競業制限協議において補償料について約定していない場合、補償料は前項で規定する最低基準で計算する。

第 18 条 企業は競業制限協議が締結された日から 15 日以内に、市科学技術主管部門に届出なければならない。

第 19 条 以下の状況のいずれかが発生した場合、競業制限協議は自動的に終了する。

- (1) 技術秘密がすでに公開されている場合。
- (2) 競業制限義務を負う従業員が実際には技術秘密に接触していない場合。
- (3) 企業が労働契約に違反し、期限前に従業員を解雇した場合。
- (4) 企業が競業制限協議に違反し、補償料を支払わない又は正当な理由なく支払いを遅延した場合。

第 20 条 企業が法により合併、分割又は終了した場合、秘密保持協議、競業制限協議は、変更後の当事者又はそれぞれの当事者が協議書の履行義務を負担し、享受すべき権利を享受する。

### 第 3 章 企業の技術秘密の管理

第 21 条 企業が合法的に保有する技術秘密について保護を必要とする場合、技術秘密の内部管理制度を構築し、整備し、専任又は兼任の技術秘密管理人員を置き、本企業の技術秘密に対して規範化された管理を行わなければならない。

第 22 条 企業はその保有する合法的な技術秘密を明確に示し確認しなければならない。確認方法には以下が含まれる。

- (1) 秘密保持を示すマークを捺印すること。
- (2) 秘密保持を示すマークを捺印することができない場合、専門の企業文書を用い

て確認させ、かつ秘密保持義務を有する関連人員に文書を送達すること。

(3) 秘密保持義務者が理解できるその他の確認方法。

第 23 条 企業は技術秘密のライフサイクルの長さ、技術の成熟度、技術の潜在価値の大きさ及び市場の需要程度等の要素に従い、その秘密レベル及び秘密保持期間を自ら確定することができる。

第 24 条 企業が秘密を保持する必要のある科学研究プロジェクトについては、プロジェクト設立時において相応する秘密保持の措置を確定しなければならない。

#### 第 4 章 法的責任

第 25 条 企業の技術秘密を侵害して損害をもたらした場合、損害賠償及びその他の民事責任を負担し、かつ侵害を受けた企業が当該合法的権益の侵害行為を調査するために支払った合理的な費用を負担しなければならない。

第 26 条 企業の技術秘密を侵害し、侵害を受けた企業に損害をもたらした場合、侵害を受けた企業は以下のいずれかの方法を選択し損害賠償金額を計算する。

(1) 技術秘密を合法的に保有する企業が侵害により受けた実際の損失を賠償額とする。

(2) 権利を侵害した者が権利侵害行為により実際に獲得したすべての収益を賠償額とする。

権利侵害行為により、当該技術秘密が完全に公開された場合、当該技術秘密のすべての価値を賠償しなければならない。

技術秘密の総価値は、国が認可する無形資産評価機関が評定することができる。

第 27 条 以下の権利侵害行為がある場合、市科学技術主管部門は権利侵害行為を直ちに停止するよう命じ、かつ情状に応じ 3 万元以上 15 万元以下の罰金を科さなければならない。

(1) 技術秘密に対して秘密保持義務を負う者が、技術秘密を合法的に保有する者の書面による同意を得ずして、当該技術秘密を開示、使用した場合。

(2) 競業制限義務を負う者が、技術秘密を合法的に保有する者の書面による同意を得ずして、同種かつ競合関係を有する製品を生産する企業に就業し、又は自ら同種かつ競合関係を有する製品を取り扱った場合。

(3) 他人が競業制限義務を負い、本企業に就業してはならないことを明らかに知りながら依然として、この者を招聘し、任用した場合。

第 28 条 詐欺、窃盗、利益誘導、脅迫、賄賂による買収又はその他の不正な手段により技術秘密を獲得した場合、市科学技術主管部門は権利侵害を直ちに停止し、技術秘密に関連する資料及び設備を返還するよう命じ、かつ 5 万元以上 50 万元以下の罰金を科さなければならない。

第 29 条 前条に掲げる不正手段により技術秘密を獲得し、かつ開示し、使用し又は譲渡した場合、市科学技術主管部門は権利侵害を直ちに停止し、技術秘密に関連する資料及び設備を返還するよう命じ、かつ 10 万元以上 100 万元以下の罰金を科さなければなら

らない。

第 30 条 違約により開示されたこと、又は不正な手段により獲得した技術秘密であることを知り又は知るはずでありながら、当該技術秘密を譲受け、使用し又は他人にさらに開示した場合、その譲渡協議は無効となり、連帯賠償責任を負い、市科学技術主管部門は技術秘密に関連する資料及び設備を封印保管し、かつ5万元以上30万元以下の罰金を科す。

第 31 条 秘密保持協議又は競業制限協議の規定に従って秘密保持費又は補償料を支払わない場合、秘密保持協議又は競業制限協議書の約定に従って違約責任を負う。

第 32 条 企業が合法的に保有する技術秘密を違法に窃取したが、犯罪を構成しない場合、司法機関は窃盗罪によって当事者の刑事責任を追及する。

企業が合法的に保有する技術秘密を違法に獲得し、企業に重大な損失をもたらした場合、司法機関は法により当事者の刑事責任を追及する。

第 33 条 技術秘密の譲受人又は技術秘密を知る者が、当該技術秘密が違法譲渡又は違約開示であることを知らず、また知っているはずである合理的な根拠が存在しない場合、違法譲渡人又は違約開示人が賠償責任を負う。

当該技術秘密が未公開である場合、技術秘密の譲受人又は技術秘密を知る者は違法譲渡又は違約開示であることを知った後、直ちに使用を停止し、かつ合理的、有効な措置を講じ、秘密を保持しなければならない。技術秘密の譲受人又は技術秘密を知る者が被った損失及び秘密保持の措置を講じるためにかかった費用については、違法譲渡人又は違約開示人に追徴賠償させることができる。追徴賠償させることができない場合、技術秘密を合法的に有する企業が技術秘密の譲受人又は技術秘密を知る者と合理的に分担する。技術秘密を合法的に有する企業の書面の同意を得た場合、技術秘密の譲受人又は技術秘密を知る者は当該技術秘密を引き続き使用することができる。

第 34 条 当事者は企業の技術秘密の保護が原因で紛争が生じ、仲裁合意がある場合、深セン仲裁委員会に仲裁を申し立てることができる。

第 35 条 当事者が市科学技術主管部門の処罰決定に不服である場合、処罰決定書を受領した日から15日以内に深セン市人民政府行政不服審査機関に不服審査を申し立てることができる。不服審査の決定に不服である場合、不服審査決定書を受領した日から15日以内に裁判所に提訴することができる。当事者は裁判所に直接提訴することもできる。

期間を過ぎても訴訟を提起せず、若しくは処罰又は不服審査の決定を履行しない場合、市科学技術主管部門は裁判所に強制執行を申し立てることができる。

## 第 5 章 附則

第 36 条 技術秘密の内容が国内外のマスメディアにおいて開示され、又は国内において公開で使用されている場合、当該技術秘密はすでに公開されたものとみなされる。

第 37 条 深セン市人民政府は本条例に基づいて実施細則を制定することができる。

第 38 条 本条例は、1996 年 1 月 1 日より施行する。